



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑧ ●
利用者負担の軽減制度

◆◆◆ サービス利用料の軽減制度があります ◆◆◆

ヘルパーやショートステイ、施設入所などの介護保険サービスを利用すると、サービス利用料の10%と食費・居住費(滞在費)などが利用者の負担になります。これらの利用者の負担を軽減するために、つぎのようなサービス利用料の軽減制度があります。

食費・居住費(滞在費)の軽減【負担限度額認定】

住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方を対象に、介護保険施設や、短期入所(ショートステイ)利用時にかかる食費・居住費(滞在費)を軽減するものです。

利用者負担段階が1段階から3段階の方(本人の収入などに応じて分かります)のみ軽減の対象となり、利用者負担額は、以下のとおりです。

利用者負担段階	対象者	1日あたりの食費	1日あたりの居住費(滞在費)		
			ユニット型個室	ユニット型準個室(従来型個室)※2	多床室
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、生活保護を受けている方など	300円	820円	490円(320円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	390円	820円	490円(420円)	320円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方など	650円	1,310円	1,310円(820円)	320円
基準費用額	《参考》 軽減を受けなかった場合の平均的な費用額	1,380円	1,970円	1,640円(1,150円)	320円

※()内は介護老人福祉施設の従来型個室の額です。

訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護(ホームヘルパー)を利用したときの利用者負担(サービス費用の10%)を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方(生活保護を受けている方を除く)
-----	--

社会福祉法人などによる利用者負担軽減

所得などが一定以下で生計が困難な方に対して、介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入(仕送りや非課税収入を含む)が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額など条件があります。
-----	--

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

本町の佐賀地域は厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方(生活保護受給世帯に属する方を除く)
-----	------------------------------

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請に必要な書類は介護保険係(本庁)および総合窓口第2係(佐賀支所)にあります。

申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係(本庁)および総合窓口第2係(佐賀支所)、またはケアマネジャーにご相談ください。

●有効期限と更新手続きについて

有効期限は、申請のあった月の初日から翌年6月末まで(4~6月申請の場合その年の6月末まで)です。

現在軽減を受けている方も、7月中に再度申請(更新手続き)が必要です。

更新の対象となる方には、お知らせを送付しますので、お早めに手続きをお願いします。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)

『在宅介護者の集い』を開催します

介護を必要とする人の割合は年々増えています。それに伴って介護者の負担や不安も多くなっています。介護者の孤立を防ぎ、心身のリフレッシュを図るために「在宅介護者の集い」を開催します。

日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流を図りませんか?

参加を希望される方は、地域包括支援センターまでご連絡ください。

日時：7月25日(木) 午前10時~

場所：保健福祉センター(本庁前) 2階 健康研修室



○お問い合わせ
本庁 健康福祉課
黒潮町地域包括支援センター
《保健福祉センター内》
☎43-2240 (直通)

